

発議案第15号

健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正法の廃止を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年6月16日

八千代市議会議長 林 隆文 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子
賛成者	八千代市議会議員	伊 原 忠
	同	飯 川 英 樹
	同	三 田 登

提案理由

国に対し、健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正法の廃止を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正法の廃止を求める意見書

現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカード（マイナカード）と機能を一体化させた「マイナ保険証」に置き換える、マイナンバー法等改正法が成立した。

マイナカードは、マイナンバー法第16条の2第1項等で、本人の申請により発行するとされ、取得するかどうかは任意であった。しかし、法改正では、これまでの健康保険証を廃止してマイナ保険証と一体化することから、マイナカードの取得が事実上義務化されることになったのである。

マイナカードを持たない人には健康保険証廃止後に健康保険加入の「資格確認書」を発行するとしているが、本人による申請手続が必要であり、有効期間も1年であるため、その都度更新手続が必要となる。病気や認知症等により申請が遅れた場合や更新できない場合は、保険料を払っていても保険診療が受けられないという懸念さえある。また、医療機関でも専用システムの導入が義務化され、患者の保険資格の確認が必要となるが、窓口対応の増加、システム不具合時の診察への影響、災害時の対応など、多くの不安を残したままの移行の強要に強い批判が出ている。

そもそもマイナカードは、秘密とすべきマイナンバーが記載されていて、プライバシーが侵害されるリスクが大きいことから、健康保険証や運転免許証等と一緒に持ち歩くことは想定されていなかった。それにもかかわらず、マイナカードの普及が目的化し、健康保険証をまるで人質のようにしてマイナカードを押し付けることには何ら道理がない。

さらに、健康保険証と一体化したマイナカードに別人の情報がひも付けられていた件数は7,300件超であり、コンビニエンスストアでマイナカードを使用して証明書の発行を申請すると、別人の住民票の写しが交付されたり、登録を抹消した印鑑登録証明書が交付されたりするなど、考えられないトラブルが続発しており、最低限の信頼さえ失っている。

よって、本市議会は国に対し、健康保険証を廃止するマイナンバー法等改正法の廃止を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

デジタル大臣様